

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年5月12日 03時18分ごろ
発生場所	愛媛県今治市海士瀬付近 来島海士瀬灯標から真方位297°200m付近 (概位 北緯34°06.7′ 東経132°58.8′)
事故の概要	貨物船誠祐丸は、北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年5月22日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 誠祐丸、264トン 141941、三和海運有限会社、日誠海運株式会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 甲板員、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に凹損、ビルジキールに擦過傷、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高150cm（小島） 来島海峡における転流時刻 03時20分（北流から南流）
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員ほか2人が乗り組み、空船で広島県呉市呉港広区に向けて阪神港神戸区を出港した。</p> <p>本船は、香川県丸亀市本島南方沖の備讃瀬戸北航路に至り、甲板員が船長から船橋当直を引き継いで単独の船橋当直につき、約12.4ノットの対地速力で、自動操舵により来島海峡航路に入航した。</p> <p>本船は、来島海峡航路を北西進中、甲板員が、‘来島海峡西水道を南進する船舶’（以下「本件南進船」という。）を視認して自動操舵から手動操舵に切り換えて左転し、右舷対右舷で通過したのち、来島海峡航路を斜航する状態で北西進中、‘来島海峡海士瀬灯標の北西方沖の浅所’（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.8m、船尾約3.2mであった。</p> <p>甲板員は、来島海峡航路に入航する際、船長を起こすことに気兼ねをし、船長に昇橋を求めなかった。</p> <p>船長は、来島海峡通航前に連絡をするよう甲板員に指示していた。</p> <p>本船は、GPSプロッターに5m等深線を赤の点線で表示していた。</p>
分析	本船は、来島海峡を航行中、甲板員が、本件南進船を見て左転した際、GPSプロッター等を利用して船位の確認を適切に行っていなか

	<p>ったことから、浅所に向かう状態で来島海峡航路を斜航していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、転流時に来島海峡を航行しており、潮流の影響を受けていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、来島海峡を航行中、甲板員が、本件南進船を見て左転した際、GPSプロッター等を利用して船位の確認を適切に行っていなかったため、浅所に向かう状態で来島海峡航路を斜航していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狭水道を通航中に転針する場合は、GPSプロッター等を利用して船位の確認を適切に行うこと。 ・ 乗組員は、狭水道通航に際し、船長に気兼ねをすることなく昇橋を求めること。